

太陽光発電に関する行政紛争の諸相
—行政苦情救済事案からの若干の考察—

東京大学教授

齋藤 誠

1. はじめに

行政が許認可等により関与する事業であれ、行政の関与が少ない事業であれ、事業の進展に伴い、各種の紛争も増加する。その解決のために、様々な法分野、例えば民法、行政法などが、どのように寄与できるのか、逆にまた、そのような紛争事例が法分野にどのような影響を与えるのか、このようなインタラクションも積み重なる。再生可能エネルギーの各種事業もそうした場であり、太陽光発電についても、様々に相対立する利害があり、紛争が生起している。例えば、太陽光パネルの設置やその反射光による環境や景観の阻害、パネル設置のための森林伐採等による災害の危険性及び実際の災害発生などである。こうした紛争を巡っては、本検討班及び前身の検討班において、多角的に報告と議論がなされてきた¹。

紛争が訴訟に至る場合、その類型も様々である。パネル設置についての民事差止め訴訟、災害や環境損害が発生した場合の損害賠償訴訟、そしてまた、太陽光発電事業そのものだけでなく、パネル設置のための開発行為についても行政の関与があるので、その行政の関与を捉えた各種の行政訴訟も起こり得る。

事業の周辺への影響に起因する紛争については、行政法上は、事業者・行政・近隣住民等利害関係者という三面関係において、いわゆる第三者訴訟の類型となる。しかし、太陽光事業については、事業者—行政間の紛争も存在し、今後も想定される。例えば、自治体が太陽光発電に対して独自課税を導入すれば、かつて、東京都の銀行税や神奈川県の外形標準課税において見られたように、新たな負担を求められる事業者からの出訴ということもあり得る。

あわせて、法定外税については、導入に当たって、総務大臣の同意手続があるので、自治体が同意を得られなかった場合には、自治体と国というアクター間での紛争ということになり、自治体が同意を求めて出訴するという別の類型の訴訟も登場する。

本章で考察の対象とするのは、登場するアクターによる分類としては、事業者と行政の間の紛争であるが、訴訟事例ではない。訴訟にいたらない紛争がどのように解決されるのか、そしてまた解決されるべきかという観点から、具体的には、事業者が、特に個人である場合に事業を承継するときに、行政との間で、手続上生起している問題について若干の検討を加える。

¹ 日本エネルギー法研究所編『再生可能エネルギーに関する法的問題の検討—2014～2016年度再生可能エネルギーに関する法的問題検討班研究報告書—(JELI R- No.140)』(日本エネルギー法研究所, 2019年), 日本エネルギー法研究所編『再生可能エネルギー導入拡大の法的論点の検討—2016～2018年度再生可能エネルギー導入拡大の法的論点検討班研究報告書—(JELI R- No.145)』(日本エネルギー法研究所, 2021年)を参照。

2. 行政紛争の裁判外での処理・解決

(1) 概観

当然のことながら、紛争の全てが訴訟に至るものではない。費用や時間からなる訴訟の敷居からして、裁判所の門前に到達しない争いごとも多く、行政のコントロールや権利の実効的救済という観点からは、そのような紛争についても適切な解決が図られ、なおかつ行政運営の改善につなげなければならない²。行政の活動に起因する紛争だけでなく、私人間の紛争においてもまた、裁判外紛争処理の役割は重要であるが、後者において、行政が紛争解決に当たる場合も「行政紛争処理」と呼ばれる。

裁判外の行政紛争処理について、その任に当たる組織に着目すると、国と私人の紛争については、国の組織としては行政不服審査会が設けられており、自治体においても、行政不服審査会に相当する機関が常設されるか、事例ごとに設けられる³。国と自治体間の争いについては、国地方係争処理委員会があり、自治体間の紛争については、自治紛争処理委員が事例ごとに設けられる。

次に、(行政活動に起因しないものも含め)私人間の紛争解決に当たる行政機関としては、伝統あるものとしては公害等調整委員会があり、近時登場したものとしては、電気通信紛争処理委員会がある。

そして、今回検討する事例を扱ったのは、行政苦情救済推進会議である。先に挙げた行政不服審査会は、行政不服審査法の不服申立て手続の一環として設けられているので、行政処分等の公権力行使に係る事例を取り扱うのに対して、行政苦情救済推進会議は、その名称からも想定されるように、幅の広い行政紛争を対象とする。以下、行政苦情救済推進会議について、根拠法令及び関連する制度について略述する。

(2) 行政苦情救済推進会議—組織と機能

まず、行政組織法上、総務省設置法4条1項14号が各行政機関の業務及びこれに関する苦情の申し出についての必要なあっせんに関することを所掌事務の一つとして規定している。これは総務省の所掌事務を定めた組織規範である。先般、行政組織法上の規定を根拠として、国葬(儀)を実施することについて、政治的観点だけでなく法的観点からも論議があったところでもある。苦情申し出に対するあっせんという作用が、国民との関係で、権力的ないし

² 筆者による裁判外紛争処理の考察として、斎藤誠「人権保護における行政と司法—ドイツとの比較から」樋口陽一ほか編『日独憲法学の創造力・上巻 [栗城壽夫先生古稀記念]』(信山社, 2003年) 229-257頁、斎藤誠「行政過程における行政争訟の要請と除外—その法理に関する覚書」大橋洋一、仲野武志編『法執行システムと行政訴訟 [高木光先生退職記念論文集]』(弘文堂, 2020年) 221-244頁を参照。

³ 自治体における行政不服審査会相当機関のあり方については、小早川光郎、高橋滋編『条解行政不服審査法 (第2版)』[斎藤誠執筆部分] (弘文堂, 2020年) 378-390頁を参照。

は拘束的なものでなければ、立法及び行政の実務慣行における考え方によれば、組織法に規定があれば足り、法律の留保との関係では問題は生じないことになる。

そして、地域における、国の行政に対する実際の苦情申し出に対して、誰がどう対応するのかという視点から見ると、行政評価局の地方支分部局（管区行政評価局、行政評価事務所）が上記あつせんを行うが、あわせて、この仕組みと密接な関連をもって、行政相談委員制度が設けられている。これは、昭和41年に制定された行政相談委員法に基づく⁴。そこでは、総務省から委嘱を受けた行政相談委員が、国民からの苦情について相談にのっている。法律上の表現を使えば、助言を行い、総務省又は行政機関に通知をし、行政による苦情処理の結果を、苦情を申し出た国民に通知をする。行政相談委員の地位については、委員は、常勤・非常勤の公務員としては位置付けられておらず、民間の方々に、行政の業務を委嘱するという制度になっている。各種行政委員のうち、社会的なあり方ないしは任務の内容として、行政相談委員に類似しており、なおかつ他の本業を想定し、委員としての給与の支給は無く、費用の支給のみを受ける委員制度の中には、委員が非常勤の公務員に位置付けられている職もある。例えば、民生委員法に基づく民生委員は、市区町村の非常勤公務員である（ただし、同委員の任免権は厚生労働大臣に、指揮監督権は都道府県知事にあるという固有の形態になっており、国家公務員法及び地方公務員法の適用は受けない）。保護司法に基づく保護司も非常勤国家公務員としての指定が人事院指令（昭和26年8月10日）によりなされている。

それに対して、行政相談委員と同じく、民間人への業務の委嘱であり、公務員として位置付けられていない委員としては、人権擁護委員法による人権擁護委員がある。以上の四つの制度については、いずれも委員等に対して、給与・報酬は支給されないが、職務・業務に必要な費用について、費用弁償を受けることができる。民生委員以外の3制度については、当該費用は、国が実費弁償として予算措置をするのに対して、民生委員の場合は、都道府県が負担し、国は地方交付税措置及び国庫補助金により、これを補助している⁵。

行政相談委員の総数は、現在5,000人余りであり、概ね人口5万人に一人の配置、なおかつ、少なくとも各市町村に一人は委嘱をするという運用になっている。行政相談委員が扱う相談の中には、法令を改正しなければ対応できないものもあれば、制度の運用を全国レベルで変えた方がよいものもある。そのような場合には、上記行政相談委員法及び総務省設置法の規定が予定する役割分担からは、行政評価局があつせん権限の中で解決を図っていくことになる。

⁴ 実務上は、法制定前の昭和36年に、行政苦情相談協力員が、行政管理庁長官の委嘱により主要市町村に置かれ、翌年には行政相談委員に改称された。この点も含め、制度の推移については、総務省「行政相談委員制度の在り方に関する研究会報告書」（2009年7月8日）2頁以下を参照。

⁵ 以上の対比については、総務省・前掲注(4)131頁以下の「行政相談委員・民生委員・人権擁護委員・保護司制度の基本部分比較表」を参照。

そして、この対応を支える仕組みとして、行政苦情救済推進会議（以下「推進会議」と略記することがある。）が設けられている。推進会議は、行政評価局の管区行政評価局と支局、行政評価事務所及び本省に、民間有識者による会議として設けられているが、法令上の組織体としては位置付けられておらず、内部措置による⁶。すなわち、本省におけるものは、総務大臣の懇談会であり、管区局、支局及び事務所においてはそれぞれの長の懇談会として開催され、それぞれの懇談会の構成員は、個別に委嘱がなされる。本省の場合、現在は、年4回の定期会合があり、そのうち1回は、全国の管区等推進会議との意見交換会を併せて行っている⁷。推進会議の実際の活動は、苦情事例について、第三者としての公平性及び専門的知見から調査審議を行い、苦情にかかる法改正も含め、あっせん案を提示するものである。この制度は定着しており、法令により設置される各種審議会、とりわけ不服審査型の審議会に類似している。しかし、法令上の位置付けがないため、関係行政機関からの意見聴取や対外的な決定とその表示という権限は持たず、いずれも推進会議の事務局である行政評価局が行っている。

そこで、推進会議を法令上の審議会として位置付け、これらの権限を直接行使できるようにすることが、年来の課題になっているが、新規の審議会設置に当たっては、スクラップ&ビルドないしは類似の審議会との統合が原則であり、実現はしていない。

推進会議の機能を、類似する他の制度との関係も含め俯瞰すると、まず、日常業務の立案・処理に当たる「通常の官僚組織」、「官僚システム」の外で役割を果たす第三者機能を持つものといえる⁸。第三者機能を持った組織、機関の中で類型化すると、推進会議の役割としては、ある程度オンブズマン的な役割を果たしているとみることができる。日本の場合、国レベル、地方レベル、いずれにおいても、北欧を淵源とする議会設置のオンブズマンは設けられていないが、個別の事例の解決に当たるだけでなく、事例に係る国民の申し出を契機にして、行政の活動をチェックし、制度の改正や運用の改善に向けた提言をするという推進会議の機能は、議会型のオンブズマンに類似する面がある。日本の裁判制度の場合、基本的には、個別の紛争を解決することがアルファでありオメガであるのに対して、推進会議では、類似の事例が出てくることも見越して、制度或いは運用の改善を提示するという点では、議

⁶ 総務省「行政苦情救済推進会議開催要領（総務大臣決裁）」。

⁷ 以下に紹介する事例を扱った時点での、構成員は以下の通りである。

（座長）江利川毅（公益財団法人医療科学研究所理事長）
小野勝久（公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長）
梶田信一郎（元内閣法制局長官）
齋藤誠（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
榊原一夫（弁護士、元大阪高等検察庁検事長）
高橋滋（法政大学法学部教授）
南砂（読売新聞東京本社常務取締役調査研究担当）

⁸ 塩野宏『行政法論議の諸相 行政法研究9巻』（有斐閣、2022年）351頁以下「第三者機関の役割—行政苦情救済推進会議の一員として」を参照。

会設置型のオンブズマンのような独立性はないにせよ、ある程度その代替的な機能を担うものといえよう⁹。

3. 太陽光発電設備の相続における名義変更手続にかかる事例

(1) 概観

太陽光発電事業は、FIT法により、導入促進策が新たな段階に入ってから既に十年以上経過しており、相続によるものも含め、事業の承継に伴う問題が生じていることは容易に推定される。実際に、設備の名義変更に関する種々の相談が各地の行政相談委員に寄せられ、その中で全国的にも議論し、制度の改正や運用改善を図った方がいいのではないかというタイプのものが、本省の推進会議の審議対象になった。まず、以下に掲げる四つの類型（実際の相談案件、そしてそれが上程された推進会議における内容要約から、行論の便宜上、更に加工している）共通に、苦情ないしは紛争の特徴を概観すると以下のことが言えよう。

第一に、行政手続については、電子申請などのデジタル化が、現在強力に推進されている。それは、一方では、デジタル化による手続のワンストップ化とも相まって、国民、事業者の利便性向上に資する。しかし他方で、デジタル弱者、デジタルディバイドというキーワードに象徴されるように、デジタル化に伴う問題或いはデジタル化の利益からこぼれ落ちてしまう利害関係者の問題が登場しているということがわかる。

第二に、太陽光発電に関する法的紛争についても、周辺環境への影響など訴訟になっているものもあるが、他方で、経済的な観点だけでなく他のコストや手間の観点から、なかなか訴訟には至らないが、行政活動の適正化や関係者の権利保護にとって重要な紛争も存在し、水面下でも相当程度蓄積しているのではないかと、ということである。

(2) 複数設備相続の場合の添付書類の本数

<事例① 数か所ある太陽光発電設備を相続し、名義変更の届出を行った。その際に、戸籍謄本等を1か所当たり1通ずつ提出するよう求められた。手続簡素化の観点から、設置箇所が数か所あったとしても、証明書は原本（この場合は戸籍謄本のことである）1通で足りるようすべきではないか。>

行政実務においては、実際に手続処理に当たるのは、資源エネルギー庁の委託を受けたJPEA代行申請センターであるが、名義変更については、同センターにおける取扱いは、いわゆる電子申請（本件の場合には届出）の場合には、電子的に証明されたもの1通で足りるとされるのに対して、紙媒体による届出の場合、複数の原本添付が求められ、1通は原本で

⁹ 行政監視、行政コントロールの組織のあり方については、斎藤・前掲注(2)「人権保護における行政と司法—ドイツとの比較から」も参照。

他はコピーという届出は認められていない。なおかつ、提出した原本も返却しないという扱いになっている。

しかし、届出をする国民の側の目線、感覚からすると、この取扱いでは、原本取得のための手数料がかさむことにくわえて、当該複数施設について、相続人が単独の相続人である場合、相続の証明として提出する戸籍謄本は、1通で充分ではないかということになる。また、相続時には、他の種々の手続においても戸籍謄本が必要とされるので、原本が返却されれば、手数料の費用や手間の点で便宜でもある。

このような苦情・不服に対して、所管行政庁としての資源エネルギー庁が示した当初の見解は、FIT法（9条及び10条）では、発電設備ごとに事業計画の認定及び変更を実施することとされており、法令に基づく届出様式、FITシステム、審査体制等については、それを前提とした業務体制を構築している旨をいうものであった。

次に、苦情申し出及び所管行政庁の見解を受けての、推進会議での委員の意見を議事概要から掲げる。

- ・太陽光発電設備のIDごとに必ず添付書類を全部付けなさいという主張については、資源エネルギー庁の審査の都合からのものであり、申請人に過重な負担をかけている。
- ・FIT法そのものが1個1個の発電設備ごとに把握するという点から出発している。太陽光については、廃棄の問題で、パネルが老朽化した場合に廃棄をどうするのか、台風等で壊れたときどうなるのか等の話で、結構、議論があり、そういう意味では、発電設備ごとに把握したいという、法令所管官庁の考え方を一概に否定できないところもある。発電設備ごとに把握するという点をこちらでも踏まえる、それは立法政策上やむを得ない部分がある、と認めたと上で、できることを法令所管官庁として実施してくださいという方向はどうか。
- ・資源エネルギー庁が専門的な立場から、これは原本の写しでいいとか、或いは原本をいくつかの申請の一つに付けてもらえばいい等、手続をする国民の目線で見ると、少し負担が軽減される箇所はないかと、全体通じてそういう視点でもう1回資源エネルギー庁としての意見をいただけないか。
- ・むしろ、添付書類削減は、経済産業省自身が旗を振っている話である。自身の役所が言っていることでありながらどういうことか、という話になると思う。

各意見を踏まえ、より一般的な手続の議論との関係も含めてコメントするとすれば、まず、実務の運用は、行政側の都合が優先されており、個々の申請者側の負担を配慮していない。確かに、法律の建て付けが、発電設備ごとの手続になっていることから、設備ごとに事業承継・相続を把握しなければならないという面はある。しかし、それが、事例のような相続の場合に、原本を複数要求することに直結するのかといえば、大いに疑問である。法律による

要請と、行政の側で付加している手続の腑分けが必要である。国民の側の、適正な手続を求めることも含む「申請権」の視点から考えなければならない。事例の「個性」への配慮が不足している。

法政策としても、政府としてデジタル化・ペーパーレス化を進めている中で、デジタル庁の登場前後を問わず、添付書類削減を主導してきたのは、経済産業省であり、その外局である資源エネルギー庁が、このような運用を続け、維持しようとするのは、自家撞着でもあり、固くいえば行政の統一性との関係でも問題がある。

(3) 遺産分割協議書における太陽光発電設備の記載

<事例② 太陽光発電設備の相続手続において、包括的相続を内容とする遺産分割協議書を提示しても、同協議書に太陽光発電設備が明示されていなければ、手続として認められていない。同協議書に包括的相続の文言が入っている場合には、太陽光発電設備が明示されていなくとも、相続がなされたと解釈変更してほしい。>

例えば、遺産分割の協議を経て協議書が作られ、それが、事例①の場合と同様に、相続人1名が、包括的相続をなすものだったとする。その場合、相続財産中に含まれる太陽光発電設備もその対象になることは自明の理である。しかし、この類型においても、設備が明示されていなければ、当該協議書を添付しての名義変更は認められない運用になっている。

この運用に関するエネ庁側の見解は以下の通りである。

「FIT法の運用上の判断により、太陽光発電設備の相続人、また法定相続人全員の同意が明確に判断できるように、遺産分割協議書において、太陽光発電設備の記載を明示するように定めている。包括的相続の場合、そこに太陽光発電設備の明記、もしくは、存在しうるすべての遺産等太陽光発電設備が含まれることが明確な記述があれば、今後は認めることも可能かもしれない」。

ここでも、協議書において明示を求めることが、法律レベルの要請なのか否かをまず確定した上で、申請者側の類型や個別事情の考慮という思考を働かせるべきであろう。なおかつ、仮に法律レベルでの要請であったとしても、それが不合理なものであれば見直しも視野に入れなければならない。具体的な検討結果については、後に一括して取り上げることにする。

(4) 添付証明書類の期限—相続関係書類の場合

<事例③ 事後変更届出に添付する公的機関の発行する書類について、「申請（届出）日より3か月前から当該申請（届出）日までの間」という期限は、相続関係書類に限って設けないでほしい。>

この事例については、他の行政手続においても同様なことは多々あろうが、比較的新しい

証明書の添付が要求される。太陽光発電設備の変更届の場合には、3か月以上前に作成された書類では添付書類として認められないという実務慣行である。ところが、相続を理由とする届出の場合、設備を設けていた人の死亡による除籍謄本が必要になるが、この書類については、その後に更に事実が変動することはないものであり、そしてまた、近親者が亡くなった場合には、他にも公私様々な手続があるのだから、3か月が経過してしまうことも無理からぬ面がある。それにも配慮できるように基準を定立し、運用するのが、生身の人間に相対する行政のあり方というものであろう。

しかし、この事例に対する行政庁の当初の見解は、下記の通りであった。

「各証明書の発行期限を撤廃した場合、事後変更届出書の届出時期と著しく異なる証明書が提出されることが想定され、証明書の記載内容が実態と異なる可能性が高くなり、届出内容の正確性の確認に支障が出る」。

証明書発行期限の一般論としては、もっともな理屈であるが、除籍謄本については、「証明書の記載内容が実態と異なる可能性が高くなる」ことはまず無いし、その届出の時期も「事後変更届出書の届出時期と著しく異なる」ことまでを、相続人たる届出者が要求・要望しているものでもない。

委員の意見としても、「除籍の問題等、時の経過で変わりようのない身分関係を含めたもの」は、3か月を経過しても使ってもよい旨、また、「事柄の性質上、期間制限するということは合理的ではない」旨の、同方向の意見が提示された。

この事例の具体的な検討結果についても、後に一括して取り上げることにする。

(5) 相続証明書類の限定—公正証書遺言の取扱い

<事例④ 太陽光発電設備の相続手続において、公正証書遺言では手続として認められず、法定相続人全員の相続証明書又は遺産分割協議書の提出を求められた。なぜ公正証書遺言では認められないのか。>

事例②においては、遺産分割協議書について、太陽光発電を対象に明示をしなければならないという運用が問題となったが、事例④では、明示の有無にかかわらず、そもそも公正証書遺言については、施設承継を証明する書類にならないという扱いが問題となった。この運用についての行政庁側の説明は下記の通りである。

「設備保有者を確実に特定するにあたり、遺言書は被相続人の意思であって、それのみでは必ずしも相続人全員の意思及び合意の確認ができないことから、有効な遺言が存在している事実のみならず、それに基づいて、相続人間で太陽光発電設備事業の承継者について合意が成立し、相続人全員の同意書又は遺産分割協議書の提出を求め、確認する必要があると思われる。公正証書遺言書のみでは、相続放棄や、相続人全員が同意し遺言書と異なる相続人が当該設備を所有していることも想定され、設備保有者の確実な特定ができない」。

確かに、公正証書遺言が作成されて以降に、相続財産の帰属が変動することは、この見解が示すように、当該遺言により設備を相続した者が、相続を放棄し、或いは相続人全員の合意で、設備についての相続人が改められるというケースとして考えられないではない。しかし他方で、その場合も、相続を放棄した者が届出の手續を採るということはなかなか想定し難い。そもそも、相続人が公正証書遺言に記載された者だけの場合もある。したがって、相続後の変動の可能性を理由に、一律にこの書類を拒むのは、他の事例同様に、個別事情の合理的配慮に欠けるものではないか。

この事例についての帰趨も、以下で一括して紹介するが、ここで、行論の便宜上、資源エネルギー庁側が要求する書類についての、法令との関係を概観しておく。

4. 名義変更手續の概要と、添付書類に関する根拠

(1) 法令の規定内容と条文

まず、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）9条1項が、再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる¹と定めている。事業計画には、申請者の氏名、住所等を記載しなければならない（同法9条2項1号）。

そして、設備を相続した場合などには、事業計画中の申請者の氏名が変わることになるところ、経済産業大臣から認定を受けた者は、申請者の氏名を変更したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない（同法10条3項）。

変更届出にかかる書式については、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「FIT法施行規則」という。）10条が、同規則の様式第6「再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書」を提出して行わなければならないとする。以下、法律及び施行規則の条文自体も掲げておく。

法9条1項 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給し、又は特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（以下略。（下線は筆者による））

10条1項 認定事業者は、前条第二項第三号から第七号までに掲げる事項若しくは同条第三項に規定する事項を変更しようとするとき又は同項に規定する事項を追加しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則

10条 法第十条第三項の再生可能エネルギー発電事業計画の変更に係る届出は、様式第六による届出書を提出して行わなければならない。

(2) 「様式」が求める内容

それぞれの事例にかかる行政庁側の要求についての記述が、より具体的に登場するのは、当該様式第6の注記である。

すなわち、様式中の、「認定計画情報」の表の変更項目欄において、①事業者名の欄に（注6）との記載があり、表外の同注の文中に、「変更前の事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の事業者を申請者とする場合は、変更前の事業者から事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある」とある。

同表中の「添付書類」→「書類の種類」→「印鑑証明書」の欄に（注10）が付され、表外の同注に、「公的機関の発行する書類については、届出日より3ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る」とある。

(3) 法令外の運用根拠

法律と政省令は、国民に対して拘束力を有する外部法である。より厳密に言えば、拘束力を持つ内容を規定し得る。上記、所定の様式の利用を求める施行規則10条も拘束力を持つ外部法ということになる。それでは、それを受けた様式中の注記はどうか。一方で、法律→省令本則の規定→様式という授権の連鎖を重視するのであれば、一般に拘束力あり、となろうが、他方で、注記の文言や内容によって拘束の有無、程度を勘案する立場もあり得よう。

なお、届出の様式・書式を規定する政省令は、法規命令中、権利義務の内容を新たに定めるものでなく、執行命令の典型とされ、授権が必要ない、とされてきた¹⁰。本件の場合、授権はあるので、授権にかかる点は問題がないにせよ、様式・書式が一般に「権利義務にかか

¹⁰ 塩野宏『行政法Ⅰ 行政法総論（第6版）』（有斐閣、2015年）105頁。同頁では、あわせて執行命令の拡大解釈には問題があると指摘している。宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論（第7版）』（有斐閣、2020年）302頁も参照。

わらない」といえるのかどうか、という論点を本件が提起しているともいえよう。

また、事例にかかる要求・運用のうち、注記にも直接記載のないものもある。1) 原本を返却しないという取扱い、2) 遺産分割協議書における設備の明示、3) 公正証書遺言の利用排除である。このうち、2) と3) については、資源エネルギー庁のホームページ上で公表されている「変更内容ごとの変更手続の整理表¹¹⁾」において、関連する記載がある。すなわち、2) について、「※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示することが必要」との記載がある。また、同庁のホームページにおいては別途、「相続に伴う事業者変更を行う場合であって、遺産分割協議書に具体的な相続資産が明記されていない場合に添付が必要」として相続証明書の書式が掲載されている。

3) については、同整理表の「添付書類」の項目において、相続に係る事後変更届出の添付書類は、①被相続人の戸籍謄本（附票を含む、附票がない場合、住民票の除票でも可）、②法定相続人全員の戸籍謄本、又は①及び②の代用として法務局より発行された法定相続人情報、③法定相続人全員の印鑑証明書（ここまで、いずれも原本）、④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書」であることが記載されている。

1) の原本を返却しないこと、についての記載はここにもない。なお、本事例の審査過程においては、エネ庁は、後日届出書の確認を行う場合に備え、行政文書として保存しているため返却していない旨を説明している。

5. あっせんの内容と採られた措置

次に、それぞれの事例についての、行政評価局長によるあっせんの内容及びあっせんの結果とられた措置にかかる文書を一部抜粋した上で、あっせんの行政相談及び行政苦情救済推進会議制度における位置付け、そして、事例の帰趨も含めて、若干の検討を行う。

(1) あっせんの内容¹²⁾

(中略)

「当局の意見

資源エネルギー庁は、設備を相続した者の負担軽減のため、以下の措置を講ずる必要がある。

¹¹⁾ 資源エネルギー庁「変更内容のごとの変更手続の整理表」（2023年4月3日）、

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf（最終閲覧日：2023年5月15日）。

¹²⁾ 2022年1月28日総評行第2号総務省行政評価局長通知「太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続の見直しについて（あっせん）」

- ① 複数の設備を相続した事業主が、複数事業についての事後変更届出を同時に提出する場合、添付書類の原本は1通とし複写の添付を認めること。また、原本についても、申請者が希望する場合は、返却を認めること。
- ② 相続財産の中に設備が含まれていることが遺産分割協議書の文言から明らかであれば、設備の明記はなくとも相続されたとする取扱いとすること。
- ③ 事後変更届出に必要な関係（添付）書類のうち、亡くなった被相続人の除籍謄本については、その内容に変動があるとは考えられないことから、現行の有効期限を不要とする取扱いとすること。
- ④ 相続による事業者変更の事後変更届出において、他の相続人が存在しない場合など、個別の事情に応じ、認定審査上適切な審査が行える場合には公正証書遺言による確認も認めること」

（中略）

3 資源エネルギー庁の見解

規制改革推進会議において、「ワンスオンリー」、「コネクテッド・ワンストップ」など、行政手続の簡素化に関する議論がなされていることを踏まえ、相談等の内容に関する届出が特に多い個人の太陽光発電設備の相続に関する事後変更届出について、代行申請機関であるJPEA代行申請センターとも連携しながら、個別事業の実情を踏まえた申請書類取扱いの柔軟化に向けて、手続を変更することとする。

また、FIT手続に関して、分かりやすい周知を心掛け、申請者の利便性向上に努めることとする。」

(2) あっせんにより採られた措置¹³

（中略）

「2 当庁の措置内容

下記の通り

- ①要望のあった低圧太陽光事業の申請において、複数設備IDの申請を同一封筒に入れ行う場合に関し、戸籍謄本等の原本を求めている書類について、原本1部をつけた上で他の申請をコピーの添付とすることを認め、その旨を当該区分の代行申請業務を委託しているJPEA代行申請センターのホームページにて記載した。

また、原本の返却を希望する申請者のために返却用の連絡票を整理し、同じくJPEA代行

¹³ 2022年4月28日 20220128 資庁第11号資源エネルギー庁次長通知「太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続の見直しについて（回答）」

申請センターのホームページに掲載した。

- ②FIT制度の関連情報の広報を行っているホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」に掲載している「変更内容ごとの変更手続の整理表」にて「太陽光パネルを含む全てを相続対象とした記載とするなど、相続対象に発電設備が含まれていることが確認できることが必要です。」と記載した。
- ③FIT制度の関連情報の広報を行っているホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」に掲載している「変更内容ごとの変更手続の整理表」にて「被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本を除き、申請（届出）日より3カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された書類に限ります」と記載した。
- ④FIT制度の関連情報の広報を行っているホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」に掲載している「変更内容ごとの変更手続の整理表」にて「申請者が相続対象となる発電設備の所有権を有することが明らかであり、認定審査上適切な審査が行えることが確認できる場合には、公正証書遺言書により審査を行うこともあります。」と記載し、公正証書遺言にもとづく審査が可能であることを掲載した。
- また、JPEA代行申請センターのホームページにおいても同様の記載に加えて「不明な点がございましたら、JP-ACにご相談ください。」と記載して相談を受け付けられることを明示した。」

(3) あっせんの位置付け—事例処理の過程

行政苦情救済推進会議の審議を経て、あっせん案（上記(1)では①～④）の提示がなされるが、一般にこの間に、審議における意見を踏まえて、評価局と相手方行政機関の間であっせんに向けての意見交換がなされる。言い換えれば、審議をダイレクトに反映して、行政評価局の当局の意見が作成されるのではなく、相手方行政機関の反応も見ながら、案が作成され、その案が会議に示されて、再度の審議がなされることもある。

本件の場合も、この令和4年1月28日のあっせんの内容に至る前に、ある程度評価局と相手方との間でやりとりがなされている。行政不服審査の裁決や裁判判決とは異なり、あっせんは、相手方が受け容れ可能なものでなければ、功を奏さない。会議及び評価局の示す見解に対して、相手方の態度が非常に固く、或いは中長期的なレンジで法改正が必要だということになると、即時のあっせんは行わず、いわば経過観察的に、類似のものも含め、相手方行政庁の事例の扱いを注視していく、といったプロセスとなる。

したがって、評価局としてのあっせんの内容が示されるときには、既に、相手方もある程度受容できる内容になっている。上記(1)で掲げたのは、正式にあっせんをするというエネ庁宛の文書であるが、当局の意見のところをみると、先ほど一部を紹介した会議での意見との関係では、いずれもそれを踏まえている。もっとも事例④のように、より「丸まった」も

のになっているものもある。

事例①については、相談の求めに沿ったあっせん内容になっている。原本は1通のみでよく、返却も認める。事例②についても、包括的な相続の場合という例は示されていないが、設備が含まれていることが協議書の文言から明らかであれば、設備の明記は必要なしとするということで、同様の対応を求めている。事例③についても、除籍謄本については期間を不要とすることを求めている。

それに対して、④は、公正証書遺言については、無条件にその利用を認めることを求めておらず、他の相続人が存在しない場合などという例示をした上で、個別の事情に応じ、なおかつ適切な審査を行うことができる場合に限定した求めになっている。エネ庁と評価局の意見交換の中で、事例④についても、あっせんを行わないのではなく、あっせんが受容される線をここに引いたということになる。

そして、上記(1)の「3 資源エネルギー庁の見解」に示されているのは、あっせんの内容が示された時点での、エネ庁側の見解である。事例が推進委員会へ上程された段階のエネ庁の意見と比較すると、あっせんの受容に向けてエネ庁も動いていることがわかる。

(4) あっせんにより採られた措置について

上記(2)に掲げたのは、あっせんを受け止めて、エネ庁側が講じた措置を記載した回答文書である。事例ごとに措置内容を見ていくと、事例①については、原本は1部かつ返却を認めよという求めに基本的に応じたものとなっている。なお、利用条件として、「複数設備IDの申請を同一封筒で行う場合に限る」という限定がかかっている。同一封筒によらない逐次の申請についても同様に認めるべきという議論もあり得ようが、行政側における各申請間での確認の手間と、複数施設を相続した場合の、相続した側の標準的な届出のあり方からすると、今回の措置としては、この限定は不合理ではないとも言えよう。

事例②については、整理表の記載が、「太陽光パネルを含む全てを相続対象とした記載とするなど、相続対象に発電設備が含まれていることが確認できることが必要…」という表現に改められた。できるだけ太陽光パネルについて記載させたい、という行政目線での表現になっており、包括的な相続であれば明示は必要ない、という相談の趣旨をストレートに受けとめた表現にはなっていない。しかし、包括的な相続である場合など、上記の記載を満たすものについては、これまでのように、協議書に太陽光パネルについて明示に書かれていない場合に相続証明書を別途求められる、ということはないので、実質的には、相談の趣旨及びあっせんの内容に沿ったものである。事例③については、除籍謄本については、整理表において、届出前3か月以内発行の書類からの除外とされた。

事例④については、あっせんの内容においては、「他の相続人が存在しない場合など」という例示があったところ、それは措置における記載では明示されていないが、あっせんの段

階で提示された内容に沿った条件（申請者が相続対象となる発電設備の所有権を有することが明らかであり，認定審査上適切な審査が行えることが確認できる場合）のもとで，公正証書遺言書の審査を行うこととされており，上記例示の場合も含まれることになる。

そして，エネ庁による，名義変更手続の見直しにかかるこの回答を受けて，行政評価局では，2022年6月3日に，あっせんから見直しに至る経緯と見直しの内容についてホームページ上で公表している¹⁴。

6. 若干の考察

以上で，紹介し私的注釈を加えてきた各事例は，本稿冒頭で概観した太陽光発電を巡る紛争と比較すると，一見マージナルな事例のようにも映る。しかし，紛争解決手続の特性，行政手続の電子化・デジタル化，窓口業務の利用者目線での対応の必要性など，行政法のみならず，行政学など隣接諸学問との関係でも，くみ取るべきことは種々あると考えられる。以下，雑ばくながら若干の考察を加えておく。

(1) 手続の定めのあるあり方

今回のあっせんにより採られた措置は，1) 法律改正によるものではなく，2) また法律の委任を受けた省令たる施行規則の本則ないし様式とその注記の改正によるものでなく，3) 省庁及びその業務の代行を行っている団体のホームページの修正によるものであった。

利用者の利便性からすると，当該手続の大部分が電子申請であることからしても，ホームページ上で手続を確認する利用者を念頭に，3) の対応を採ることには，迅速性のメリットもある。

しかし，紙媒体で届出を行う利用者，またホームページに容易にアクセスできない利用者のことも考えると，施行規則中の様式における注記が従前のままに存置されることの問題も残る。そして，このことは，そもそも，手続における添付書類に関する各種の求めを，Aどの機関が定めるべきか（各省庁或いはその部局ごとに区々でよいのか，それとも政府として統一すべきか），Bどのような形式で規定すべきか（法律，政省令，通達等の行政規則，さらに，各省庁ないしは関連法人のホームページ上の記載），という問題を提起する。

利用者目線で見ただけの場合に，Aについては，相続時に要求されるあれこれの書類の扱いが，省庁間で不統一なことは不便であり，同じ書類が要求されるのであれば，一括処理（ワンストップ化）が便宜である。この点については，例えば，申請・届出などの提出書類における「押印廃止」のように，政府として近時統一的な方向に動いたものもある。

¹⁴ 行政苦情救済推進会議のホームページを参照。「行政苦情救済推進会議の検討結果を踏まえたあっせん事例」総務省Webサイト，https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/soudan_a.htm（最終閲覧日：2023年5月8日）。

Bについても、あれこれの求めの中には、法律を根拠にしており、求めに沿った行動を求められるものだけでなく、行政の側の「お願い」ベースのもの（行政指導や、行政指導ではない文書記載の継続など）によるものがある。その場合、利用者の側で、両者を簡易に判別することは困難である。少なくとも、手続における求めについての中央省庁間での区々さについては、より統一的なルールの確認と形成が必要である¹⁵。

ここで、「中央省庁間で」と留保を付けたのは、地方自治体における取扱いについては、デジタル化、情報化の中で、自治体間の統一化のベクトルが総じて強まっているが、地域における独自の手続（その中には様式のカスタマイズも含まれる）について、法的には、地方自治、政策的には地域におけるニーズと創意工夫、という観点からの考慮も必要だからである¹⁶。

また、「確認と形成」というのは、一方で、既に行政手続法等で、適法な取扱いがどのようなものか、定まっているにもかかわらず、それに準拠していない行政実務が継続している場合には、既存のルールを「確認」して、それに準拠する実務に改める必要があるということである。例えば、行政手続法7条は、申請に対する処分について、「申請書に必要な書類が添付されていること」を「申請の形式上の要件」の一つとして、それが具備していない場合には速やかに補正を求めるか、許認可等を拒否する旨を定めている。したがって、必要な添付書類が具備していないことを理由に、申請を受け付けない（不受理にする）ことは違法である。

そして、同条における「必要な書類」とは、どのレベルで規定された、どのような範囲の書類なのかについては、同条自体は語っていない。処分の根拠法及びその委任を受けた政省令における要求のあり方に依存する部分が大いなることにはなるが、他方で、同条の解釈について、山形地判平30・8・21判時2397号7頁は、以下のように、この点についての準則を提示している。

「申請とは、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（許認可等）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう（同法二条三号）から、行政庁は申請者が求める許認可等について遅滞なく審査を開始して諾否の応答をすべきこととなり、換言すれば、申請者には、法令の規定する実体的要件に照らして、許認可等の利益を受けられるか否かの判断を求める利益があることとなる。

¹⁵ 筆者は、この問題について、再エネ以外の行政分野を対象に、既に考察を加えたことがある。斎藤誠「公法的観点から見た銀行監督法制」金融法研究20号（2004年）63-78頁、斎藤誠『バイオテクノロジーの法規整—交差する公法と知的財産法』（有斐閣、2020年）2-43頁を参照。

¹⁶ 斎藤誠「地方自治における標準と標準化—法的・政策的位置付けの史的計測（上）（下）」地方自治903号（2023年）2-16頁、904号（2023年）2-26頁を参照。

他方、同法七条は、上記の通り申請の形式上の要件に適合しない申請についての拒否処分を認めているが、この拒否処分はいわば当該申請を門前払いするものであるから、申請者の有する上記の利益に照らすと、申請の形式上の要件とは、申請が有効に成立するために法令において必要とされる要件のうち、当該申請書の記載、添付書類等から外形上明確に判断し得るものをいい、それは法令の規定する実体的要件の判断のために不可欠となる必要最小限のものに限られると解するのが相当である。」（下線は筆者による）

同判決は、森林法による開発許可手続において、県知事が定めた規則で添付を要求した、残地森林に係る保全協定に対して、この準則を適用して、以下のように判断している。

「…山形県規則が、森林開発許可申請において、規則所定の計画書に添付すべき書類として保全協定等を規定しているのは、当該申請に関して法令の規定する実体的要件の判断のために不可欠となる必要最小限のものとして申請の形式上の要件とする趣旨ではなく、申請に係る審査をより厳密に行うこと等を目的として資料の提出を求めているものにすぎないというべきである。

したがって、規則所定の計画書として必要な事項であるとして、本件山形県規則が規定する記載事項や添付書類のうち、保全協定等に関するものを除く記載事項や添付書類が申請の形式上の要件になるか否かはともかく、少なくとも、保全協定等が規則所定の計画書を構成するものであり、その添付が申請の形式上の要件になると解することは、森林法及び同法施行規則に反し、違法であるというべきである」¹⁷。

この判決が提示した準則（下線部）は、同条の解釈として説得性を持っているから、いまだ確立した判例ではないにせよ、この準則を知った上で、所管の各根拠法への適用を行うことは、行政機関として「確認」すべき事柄といえよう。

他方で、「形成」が必要であるというのは、先に委任命令と執行命令の区別論で瞥見したように、書式や添付書類にかかる各種の求めについて、法律レベルで規定すべきなのか、政令なのか、省令、告示なのか、それとも行政規則でも可能なのかのディバイディングラインを学説・実務いずれもはっきりとは提示していないからである。法律論として確定できないのであれば、政策論として、利用者の利便性を重視し、統一化を図る必要がある。

(2) デジタル化の進展との関係

上記(1)で提示した課題について、その解決（制度改正、運用の改善など）の幾ばくかを、デジタル化が後押しすることは、まずは首肯されよう。実際に、＜事例①＞に関しても、電

¹⁷ 評釈として、岩橋健定「法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請であるとして行政手続法七条に基づくものとしてなされた申請拒否処分が違法であるとして取り消された事例」自治研究98巻9号（2022年）141-153頁がある。

子申請であれば添付データは一つでよいとする扱いであったし、原本の返却の問題も生じない。しかし、冒頭でも述べたように、デジタル化に容易には対応できない利用者の存在も含め、デジタル化によって見落とされ、こぼれおちる利用者の権利・利益、ニーズにも光を当てなければならない。

この点について、行政の「電子化」が、給付行政にどのような影響を及ぼすのか、そしてそれを法的にどのように制御できるのかを、今から四半世紀以上前に論じた先駆的かつ古典的業績—ライナー・ヴァール「行政と行政法の任務従属性」(1993年)—を参照しておく¹⁸。

ヴァールは、電子化が、大量の事例処理が要請される、助成金、補助金等の金銭給付行政の分野を中心に、給付という行政任務に適した手段であることは認めた上で、以下のようにいう。

「しかし、それは行政が市民に親切であること (Bürgerfreundlichkeit) に重大な影響を与えるとともに、それ以上に法的問題をももたらす。すなわち、電子化の進展は、生活事情の把握について、強い標準化の傾向をもたらし、或いは標準化を必然とするが、それは、とりわけ包括的にフォーミュラ [マニュアル] が使用されることによる。しかし、フォーミュラは、生活事情のあれこれを一定の類型の中にひたすら押し込めようとする性質を持つ。ゆえに、フォーミュラは、それと密接であり、かつ、しばしば現実となる危険と結びついている。個々の事例において固有であり、おそらく決定的な特別事情が、フォーミュラの類型の間に落ちてしまい、固有の実際に関心事が見通せなくなる、という危険である」。

今回取り上げた<事例>において、各種様式の設定とその運用は、まさに「生活事情のあれこれを一定の類型の中にひたすら押し込めようとする性質」をもったものであり、それが「個々の事例において固有であり、おそらく決定的な特別事情が、フォーミュラの類型の間に落ちてしまい、固有の実際に関心事が見通せなくなる」事態をもたらしていた、と言えないだろうか。

大量処理が要請される行政において、電子化と並行して進行する、分業化・事務の細分化についても、ヴァールは、市民に向き合う組織(窓口、受付業務がその典型である)において生ずる問題を指摘する。

「個人は、その生活状況から、社会的に関係のあるすべてに関心事を持つが、それへの応答においては、権限がある、あるいは権限があるとは限らない沢山の官署を指示される」。

¹⁸ ライナー・ヴァール(斎藤誠訳)「行政と行政法の任務従属性」斎藤誠『経済行政法の可能性と課題——ドイツにおける議論を素材として——日本銀行金融研究所ディスカッションペーパー2014-J-6』(2014年)(同研究所HPにも収録)。以下の「」の訳は、同75-76頁による。原著は、Wahl, Rainer, Die Aufgabenabhängigkeit von Verwaltung und Verwaltungsrecht, in : Hoffmann-Riem, W., Schmidt-Aßmann, E., Schuppert, W.F.(Hrsg.), Reform des allgemeinen Verwaltungsrechts, 1993, S.177. なお、斎藤誠「疫病対応の組織と作用—行政法の歴史と理論から」法時93巻5号(2021年)51-57頁において、今般のコロナ禍対応における、各種助成措置のデジタル手続を巡って生じた問題との関連で、同論考を引きつつ論じた。

今回の〈事例〉においても、肉親が亡くなったことによる事業承継という場面（「生活状況」）を想定すると、まさにこの指摘が妥当する。窓口業務のワンストップ化は、徐々に日本でも進展を見ているが、それがデジタル化、電子申請を条件にする場合には、ヴァール論考が電子化について指摘した問題が再度生ずることにもなる。

(3) 紛争処理の特色

次に、行政苦情救済の特色についても、以上の〈事例〉の分析から見えてくることがある。すなわち、相談者側の要求・要望と、従来の行政運用のギャップについては、後者が違法である場合ないしは、相談者がそのような違法を主張する場合、裁判による是正も可能ではある。例えば上記(1)で紹介した、山形地裁判決のようなケースである。しかし、その場合も、相談側にとっては、利用の各種コスト、言い換えればハードルは相当に高い。

さらに、違法ではない運用の場合には、そもそも裁判による是正の対象にはならない。行政上の不服申立てであれば、違法にいたらない「不当」レベルの問題も主張し得るが、行審法改正後も、ここにも種々のハードルはあろう。そうすると、当事者にとっては、生活に密着し、切実な問題が、法的救済のすきまに落ちてしまう。そのような問題について、運用レベルでの改善も含めて、あっせんの対象にできることは、行政相談・行政苦情救済推進会議のシステムの特色であり、メリットでもある。

この点に関して、手続の電子化も含む、組織のあり方の改善については、そこで法が（単独で）、行政のアウトプット改善に果たす役割は、やはり限定的なものであることを、ヴァール論考は、給付・サービス行政分野を対象に以下のように指摘している。

「給付を行う社会行政の領域における任務実施の重点は、行政の中での政策にあり、その目的は、官僚主義的な傾向を弱め、釣り合いをとるものを構築することにある。給付実施のあり方と任務に適した組織については、改革の考察において布置されるべきであり、そこでは、成果をあげる変化も期待できるが、行政法はこうした繊細な問題をほとんど、あるいはまったく制御しない」。この問題についての、行政法、特に行政組織法の制御能力についての懐疑的なまなざしではある。しかし、行政相談・行政苦情救済推進会議を、行政法の中に、どのように位置付けるのか、行政の利用者にとって、より良い実務の形成に向けて、行政法論と政策論を、まずは境界設定をしたとして、どのように組み合わせていくのかという課題が今も提示され続けている、とすれば、当該指摘をよりポジティブに受けとめることができよう。

7. むすび—事例蓄積の意味

稿を結ぶに当たり、事例が太陽光パネルに関するものであるということに立ち返りつつ、このような事例が蓄積されていくことの意味について若干のコメントをくわえておく。

行政法一般論についての意味としては、デジタル化の進展により、各種様式（フォーマット）、原本の添付、不返却など、いままでは見落とされがちだった、行政手続における細目が重要であることが看取された。利用者の利便性の観点、法的言語に翻訳すれば、手続的権利、実体的権利の観点からも、手続法論への反映も必要となる。

行政上の権利について、それがどのように承継されるのかについては、営業許可、公営住宅の利用権など、判例・学説が従来から扱ってきた領域はあるが、上記の細目（細やかなこと）のあり方も含め、デジタル化との関係でも分野横断的な検討も有益であろう。

他方で、太陽光事業・太陽光パネルに関しても、紛争のあり方は事業の伸展に伴って多様化している。紛争の類型に即した考察を深めるとともに、紛争解決の手法・組織のあり方も含め、鳥瞰的な考察を行うことも重要になってくる。本稿はその端緒にすぎないが、双方について、検討を続けることを課題として、ひとまず擱筆する。

【2023年4月30日脱稿】